

船舶事故等調査報告書

平成23年2月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010長第61号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成22年4月21日 17時00分ごろ	
発生場所	長崎県五島市福江島西南西方沖 (概位 北緯32°10.0′ 東経127°26.5′)	
事故等調査の経過	平成22年6月18日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 第一 <sup>たいき</sup> 太喜丸、133トン	
船舶番号、船舶所有者等	130756、マル井水産有限公司	
乗組員等に関する情報	機関長、四級海技士（機関）	
死傷者等	なし	
損傷	2号発電機駆動用ディーゼル機関（以下「2号補機」という。）のクランク軸、1番シリンダのピストン及びシリンダライナ焼損、並びに全ピストンリング、主軸受及びクランクピン軸受異常摩耗	
事故等の経過	<p>本船は、五島列島西南西方沖で操業中、平成22年4月21日17時00分ごろ、機関長が2号補機に異音を認め、同機を停止した。</p> <p>機関長は、2号補機の潤滑油を新替えして同機を再始動したが、依然として異音が生じるので運転を断念した。</p> <p>本船は、1号発電機駆動用ディーゼル機関（以下「1号補機」という。）が2日前の機関故障により運転できない状態となっていたことから無電源となり、航行不能となったので救援を依頼し、来援した僚船によってえい航され、長崎漁港に入港した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2</p> <p>海象：海上 穏やか</p>	
その他の事項	<p>2号補機の潤滑油が汚損劣化していた。</p> <p>潤滑油及びフィルターは、取扱説明書によると交換限度が運転時間500時間であったが、約1,000時間で交換されていた。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、1号補機が故障している状況下、五島列島西南西方沖で操業中、2号補機がピストン及びシリンダライナの焼損等により運転不能となったため、電源を喪失したものと考えられる。</p> <p>2号補機は、潤滑油の汚損劣化により、ピストンリング、主軸受及びクランクピン軸受に異常摩耗が生じたので、ピストン及びシリンダライナ等が潤滑不良となり、焼損した可能性があると考えられる。</p>

	機関長は、潤滑油の性状管理を適切に行っていなかった可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、1号補機が故障している状況下、五島列島西南西方沖で操業中、2号補機がピストン及びシリンダライナの焼損等により運転不能となったため、電源を喪失したことにより発生したものと考えられる。